

審判部会規程

1. 名称及び所在地

- (1) 名称は、安城市ソフトボール協会審判部会と称し、愛知県ソフトボール協会西三河支部審判員会に所属し、安城市内に居住、在勤、若しくはこれに準ずる公認審判員を以て運営する。
- (2) 本部会は、事務所を審判部会事務局に置く。

2. 目的及び事業

- (1) 本部会は、安城市ソフトボール協会の主催、又は主管する事業の運営に参加協力してオフィシャルソフトボールルールの普及、指導、実践に当たる。
- (2) 本部会は、審判員の権威と公正を期し、審判技術の向上を図る。
- (3) その他、目的達成のため必要な事業。

3. 役員及び選出

- (1) 本部会に次の役員を置く。

① 顧問	1名
② 審判部長	1名
③ 審判副部長	2名
④ 審判事務局長	1名
⑤ 審判委員	若干名
⑥ 審判指導委員	若干名
⑦ 会計監査員	2名
- (2) 審判部長、審判副部長は、審判部会の推薦により理事会で認証を受け、会長が委嘱する。
- (3) 審判事務局長は、審判部長が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 審判委員は、審判部会の推薦により理事会で認証を受け、会長が委嘱する。
- (5) 審判指導委員は、審判部会の推薦により理事会で認証を受け、会長が委嘱する。
- (6) 顧問を置くことができる。

4. 役員の任期

- (1) 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5. 役員の任務

- (1) 審判部長は、本部会を代表し、会務を統括するとともに西三河支部審判委員会からの情報伝達及び審判員派遣要請の任に当たる。
- (2) 審判副部長は、審判部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 審判事務局長は、本部会の総務と経理を掌る。
- (4) 審判委員は、役員会を組織し、本部会業務に参画及び決議し掌理する。
- (5) 役員は、審判員の技術向上のため指導、援助する。
- (6) 審判指導委員は、西三河支部審判委員会の任務に当る。
- (7) 会計監査員は、安城市ソフトボール協会監事とする。

6. 会 議

- (1) 審判部長は、必要に応じて役員会（部長・副部長・事務局長）、審判委員会を開催する。
- (2) 審判部会は、年1回以上開催し、原則として審判部長が議長となる。

7. 資格の喪失及び停止

- (1) 年度登録更新をしなかったとき。
- (2) 協会が主催又は主管する大会に委嘱されたにもかかわらず、正当な理由なくして出席しなかったとき。
- (3) 公認審判員としての任務遂行に支障をきたしたとき。
- (4) 審判員としての品位を著しく損ねたとき。
- (5) 資格の喪失及び停止は、安城市ソフトボール協会審判委員会で審議し、理事会において決定する。

8. 審判員心得

- (1) 本部会に登録した部員（審判員）は、年間最低2回は大会に協力することを義務とする。
- (2) 原則として指定された審判服を着用し試合に臨むこと。
- (3) 審判員相互の批判は慎み、連帯を密にしてチームワークを保つこと。
- (4) 厳正な態度、明瞭な声、大きなゼスチャー、公平に判定するよう心掛けること。
- (5) 常にルールと審判実技を研究し、自己の技術向上に努力すること。

9. 審判員資格の取得

- (1) 公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員の資格を取得するには、審判部長並びに当協会会長の推薦により第3種公認審判員認定会を受験することができる。
- (2) 研修期間中の実技・ルール指導は、審判部長若しくはこれに準ずる者がその任に当たる。

10. 経 費

- (1) 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- ① 会 費
- ② 協会審判育成費
- ③ 還付金
- ④ その他寄付金等

付 則

- (1) 本規程にない条項は、公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員規程並びに愛知県ソフトボール協会西三河支部審判員会規程に準ずる。
- (2) 本規程の改廃は、審判部会で上申し、理事会で審議して会長が決定する。
- (3) 本規程は、1980年（昭和55年）4月1日より実施する。
- (4) 1983年（昭和58年）2月1日一部改正
- (5) 1990年（平成2年）2月3日一部改正
- (6) 2012年（平成24年）3月3日一部改正
- (7) 2014年（平成26年）3月1日一部改正